



議長	副議長	事務局長	係
泉	○	○	

平成28年12月6日  
8時5分受領

平成28年12月6日

伊根町議会議長 泉 敏夫 様

伊根町議会議員 佐戸 仁志 印

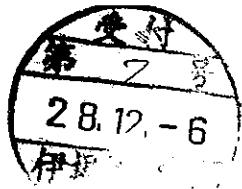
## 一般質問通告書

次のとおり通告します

質問事項	質問の要旨	質問の相手
進入禁止、駐車禁止対策について	<p>伊根地区内ではマナーの悪い釣客、小型船を上架し伊根港内外で釣りをする者の排除の為各所で進入禁止、駐車禁止が行われている。</p> <p>表示として、いたる所でロープが張られている。</p> <p>景観上看板以上に見た目も悪く、舟屋見学の観光客の車がUターンも出来ない事態も起こっている。事故等起こらないうちに対策が必要ではないか。</p> <p>1. 駐車料金をとり、あえて上架出来る場所を提供する。</p> <p>1. カルビ進入禁止の場所を奥へ下げ駐車場あたりとする。</p> <p>1. 各個人の駐車禁止表示も景観を損なわないものを作り、無料又は、低価格で提供し統一制をもたせる。</p> <p>1. 亀島地区の入口、黒地附近に観光用駐車場、公衆トイレ、貸自転車置場等整備し亀島地区への観光客の車の進入を制限する等々、総合的対策が必要ではないか。</p>	町長

発言時間 約 20 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること  
2 質問の相手は、町長、教育長とする



議長	副議長	事務局長	係
泉	○	○	

平成28年12月6日

ヲ時ハ<sup>ク</sup>分受領

平成28年12月6日

伊根町議会議長 泉 敏夫 様

伊根町議会議員 大谷 功



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
○国民健康保険の都道府県化について	・国保の都道府県化は、去年5月に成立した「医療保険制度改革関連法」に基づき、市町村国保を、都道府県化するもので、法施行は平成30年4月と決まっている。今後の協議で、伊根町の安い保険料をどう維持するのか、人間ドック利用助成事業、インフルエンザ予防接種の自己負担金補助事業など独自の事業をどう守って発展させていくのかが問われる。この都道府県化で何がどう変わるのか、なかなか見えてこない。まだ担当課でもわかっていないことが多いのであろうが、以下の点について、質問する。①町は府に納付金を支払うために保険料を町民から徴収するとなっているが、保険料の統一ではないような気がするが、交付金さえ払えば、町の国保料は町で自由に決める裁量があるのか。②国保財政調整基金の位置づけはどうなるのか。③保険事業は今までとおり町が実施するのか。④国保運営協議会は町で設置するのか。	伊根町長
		発言時間 約20 分

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること

2 質問の相手は、町長、教育長とする。



議長	副議長	事務局長	係
泉	○	○	

平成 28 年 12月 6 日  
9 時 16 分 受領

平成28年12月6日

伊根町議会議長 泉 敏夫 様

伊根町議会議員 山根 朝子

## 一般質問通告書

次のとおり通告します

質問事項	質問の要旨	質問の相手
新総合事業の具体的な事業内容について	要支援1, 2の方のヘルパーとデイサービスの給付が介護保険から外され、2017年度から市町村が主体となって行う新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行されます。サービス内容や価格、利用者負担は市町村の裁量で決められることになります。伊根町でも11月24日発行の「広報伊根 お知らせ版」で、緩和型訪問サービス（モデル事業）の利用者募集のおしらせが掲載されました。2017年度からの本格的な事業の実施に向けて3か月間の試行期間を設け、スムーズな移行を図ることが目的だと思いますが、この総合事業について質問をさせていただきます。1、現在要支援の方でヘルパーやデイサービスを利用されている方は、現行通りのサービスを継続できるのか。現行サービスから総合事業への移行は、要支援認定の有効期限が切れるタイミングで順次切り替えていくのか。2、訪問介護、通所介護を行う事業者への報酬はこれまでと同額か。3、財政的には総合事業での国、府、町の負担割合はどうなるのか。4、緩和型訪問サービスは、シルバー人材センターに委託されるようだが、いくら研修を受けられたとはいえ、ヘルパーと比べると専門的な観察力、対応力の不足は否めない。ケースカンファレンスなどをはじめ、様々な研修の場を設けていくことが望まれるが、研修計画は考えているのか。5、緩和型訪問サービスは1回の時間は何分になるのか、また利用者の負担はいくらになるのか。6、基本チェックリストを活用することになると思われるが、その業務は地域包括支援センターで行うのか。今現在でも多忙な中、さらに業務量が増加する。人員増などの検討はされているのか。	伊根町長
		発言時間 約 15 分

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること

2 質問の相手は、町長、教育長とする。



議長	副議長	事務局長	係
泉	○	○	

平成 28 年 / 2 月 6 日

15 時 12 分 受領

伊根町議会議長 様

平成 28 年 12 月 6 日

伊根町議会議員

松山 義

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
工事入札について	<p><b>第1章 土木・建築</b></p> <p>第6条 伊根町建設工事競争入札予定価格及び最低制限価格公表等実施要綱 平成22年7月1日告示第40号、いわゆる最低制限価格について述べられています。その中に、「町長等が最低制限価格の修正を必要とする場合については、算出された額の5%の増減の範囲内において修正することができる。」とあります。</p> <p>つまり+-5%とは、最低制限価格からマイナス6%、プラス6%は無いと思います。見積もりに関しては京都府の積算単価を採用していると思われますが、工事内容が極めて高度な技術が必要あるいは高い難易度を示す工事などは、最低制限価格から勘案し、プラス査定が必要と考えるが、そういう工事の件数はどれくらい過去にあったか、どの工事についてもマイナス査定なのか伺いたい。</p> <p>国は財政の健全化に伴う公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項に基づき平成27年4月28日国土交通省・総務省において全ての地方公共団体(1721市町村)を対象に歩切調査を実施し、結果42%が歩切を実施していることが判明した。この調査を通じて99.7%の地方公共団体が歩切の違法性に対する理解を深めた、とあります。この実態調査結果の公表にあわせて国土交通省土地・建設産業局長と総務自治行政局長の連名で、予定価格の適正な設定を求める通知が出されております。</p> <p>実態調査の結果、主たる歩切理由は慣例であった、財政の健全化や公共事業費の削減のため、一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため。</p>	町長

	<p>などの理由が挙げられています。国においては合理的根拠のない歩切を是正し、適切な対応を求めていきます。</p> <p>また、伊根町においては京都府積算単価を採用しているも、実際には伊根町内でも役場以北の資材単価は府単価を大きく上回り、伊根町の入札制度の最低価格からのマイナス設定を合算すると重複した不利益を負うことになり適正な利益を自助努力で確保することは困難と考えられます。</p> <p>伊根町内工事において最低価格から数%の削減を要し、緊急的に対処しなければならない工事等であったり、町民のためにどうしても削減が必要で実施しているのか合理的根拠を伺いたい。</p> <p>伊根町建設業協会は、災害協定を伊根町と交わしており災害時においては遠方の業者よりも頼れる存在となり、除雪などにも尽力されています。町長の伊根町建設工事競争入札予定価格及び最低制限価格公表等実施要綱についての見解を伺いたい。</p>	
業務委託の競争性について	<p>過去、町内においては下水道整備が進展しないことから合併浄化槽を推進してきました。補助金の効果もあり現在では拡大傾向にあります。</p> <p>一方、清掃業者は数社あり選択の自由が町民にはあります。ところが汚泥の抜き取りに関する業者は許可制となっており、現在は一社が独占状態となっている。業者を選択できないことは町民にとっての不利益である。伊根町が管理する施設については適正な価格を公表し入札を実施すべきであり他業者の参入も検討すべきと考えますが、町長の見解を伺いたい。</p>	町長

時間 25 分



議長	副議長	事務局長	係
伊根	伊根	伊根	

平成 年 月 日  
時 分 受領

平成 28 年 12 月 6 日

伊根町議会議長 様

伊根町議会議員 上辻 亨



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
新たな害獣駆除隊設置の取り組みについて。	<p>環境省の調べによりますと、平成25年度末では全国のニホンジカの推定個体数305万頭となり、増加傾向が続いていることが明らかになりました。また、イノシシの個体数は98万頭となり、長期的に増加傾向であることが明らかになりました。近年、ニホンジカ等の鳥獣については、急速な生息数の増加や、生息域の拡大により、自然生態系、農林水産業及び生活環境に深刻な被害を及ぼしており、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっています。このため、環境省と農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲対策」(平成25年12月)を共同で取りまとめ、「ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後(平成35年度)までに半減」することを当面の捕獲目標としました。これを達成するため、平成26年5月30日に公布された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律「改正鳥獣法」(平成27年5月29日施行)において、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を、国が「指定管理鳥獣」に指定して、都道府県が主体となって捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設するとともに、この事業を実施する都道府県を交付金により支援することとしました。なお、指定管理鳥獣については、全国的な生息状況や被害状況を勘案して、ニホンジカ及びイノシシを指定しました。当町におきましても、ニホンジカ、イノシシの被害は深刻な状況にあります、耕作農地や耕作放棄地、民家の周辺、墓地などを掘り起こすなどの被害はやみません。金網や鉄柵、電気柵等の設置もかなり進んでおりますが、金網を壊したり、金網の下を掘り起こして侵入するなど、段々と巧妙になってきているように思います、農家の方からは「本業がし</p>	町長

たいが、金網の修理や設置等で手を取られ本業が進まない」といわれております。

当町でも(第3期)伊根町鳥獣被害防止計画が策定されており、計画に沿って取り組まれておられるとは思いますが、鳥獣被害が増加する一方、狩猟者の減少や高齢化、捕獲活動に対する負担の増加等、課題も沢山あります。

今後の鳥獣被害防止や捕獲、駆除、追い払いといった取り組みで、福岡県の添田町(人口9800人)では平成19年に添田町有害鳥獣対策協議会を設立し、平成20年6月に有害鳥獣対策協議会検討委員会にて実施隊設置を検討し、7月に実施隊委員の人選、8月に実施隊の設置(町職員5名・民間5名)9月に町長から、「とにかくやってみろ!」の激励で委託状の交付で、被害調査や侵入防止対策や追い払いから捕獲、また担い手育成から技術継承等も行っているとありました。

また、大手警備会社が野生獣の捕獲事業に乗り出したとありました、警備業務で培った遠隔地からの監視や緊急出動のノウハウを生かして、イノシシやニホンジカによる農作物の被害に悩む地方自治体や集落から業務を請け負うことを目指す。第一弾として千葉県茂原市に箱罠を一基設置し、ここで捕獲技術を高めながら実績を積み、本格的な事業展開に繋げる方針であるそうです。

当町でも、捕獲や駆除をしてますが、イノシシやニホンジカは増加するばかりです、サルについては、大型捕獲檻で駆除が進んでおりますが、イノシシ、ニホンジカ等の害獣の捕獲、駆除については、猟友会の方の負担も増えているのではないかと思います。猟友会の人たちも高齢化が進み、本業を持ちながらの捕獲や駆除にも限界が来るのではないかと思います。私も狩猟の免許を取得して捕獲や駆除に努めたいと思いますが、議員の仕事、個人自営業の仕事、消防団員、地域の活動などに努めており、狩猟となると思うように、それぞれの仕事や勤めに支障が出てくるように思います。このように考えるのは、私だけではありません。増え続ける害獣対策として、新たに有害鳥獣対策協議会を立ち上げて、害獣駆除隊を設置し猟友会の方と協力して捕獲や駆

除、捕獲檻の管理、追い払い等の活動が専門に出来る害獣駆除隊の設置を考えますが町長の考えをお聞きしたいです。

また今まで、有害駆除対策として色々な取り組みもありますが、一度に多くの害獣捕獲、駆除に、今後、民間の害獣駆除隊を要請するような考えはないのでしょうか。

発言時間 約 15  
分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること  
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



議長	副議長	事務局長	係
泉	○	○	

平成28年12月6日  
受領  
ハ 時 分

平成28年12月6日

伊根町議会議長 泉 敏夫 様

伊根町議会議員 藤原正人



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
クマ被害対策について	<p>近年になりクマの出没情報も毎年、聞くようになった。しかし今年度に入り、これまでに例を見ないほどの目撃情報が増加している。11月に入り、人家周辺での出没が特に激増している。京都府では、ツキノワグマが平成14年より絶滅寸前種に指定され、狩猟禁止となった。これまで捕獲しても放棄されていたが人家周辺への出没が増加し、人身被害が想定され、捕殺できるようになり、伊根町でも捕殺、檻の設置がされている。今年は、山の木の実は不作といわれているが、逆に柿は豊作ということもあり餌を求めて人家周辺への出没が増加していると思われる。移動範囲は40kmとも70kmともいわれ、生息頭数までを把握するのはなかなか難しい。丹後地域でのクマの生息数は700頭まで増えているようだが、近隣の市町も含め、生息状況、目撃数はどれくらいなのか、また近年の推移はどのようにになっているのか。</p> <p>動向</p> <p>クマの出没は、全国的に増加しており、丹後地方では今のところ耳にしないが、東北地方では特に人身被害が激増し、死者まで出ている。その中には射殺されたクマの胃の中から人のものと思われる肉片や髪の毛が見つかっている。また冬眠から目覚める頃には、鹿などの体毛等も見つかっている。クマは「食肉目熊科」に属し歯の構造、消化器系は肉食向けにできていると言われているが、肉が容易に手に入れば、肉食化が進み人を食べ物と認識し人を襲うようになる事態も考えられる。これから普通なら冬眠に入る時期だが、寒くなても十分な栄養がとれなかつたクマは冬眠しないそうで、今後もクマの出没の可能性もあると思われる。丹後での捕殺できる上限は8%の56頭と聞いているが、今日までに何頭、殺処分されたのか。防災無線での目撃情報を伝える事も大切な事だが、住民の方への啓発、獣友会への委託、府との連携等も含め今後のクマの被害対策の取り組み方を伺いたい。</p>	町長



議長	副議長	事務局長	係
泉	○	○	

2-1

平成28年12月6日  
午後2時22分 受領

平成28年12月6日

伊根町議会議長 様

伊根町議会議員 和田義清



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
町総合戦略 削談本の制作 について	<p>現在、まちの目指すべき、方向性、指針 については、「ひとが生き生き」をキーワードに第5次伊根町総合計画、 伊根町、まち、ひと、ひとと共生、地域 人口ビジョン、地域総合戦略の2冊 に詳細にまとめられている。</p> <p>近日10/18、19の日程で議員懇親会で 説明した。山口県阿武町では町の総 合戦略削談本として、30才からこの 町にどう住んでいくのかをテーマに 21世紀の暮らしを研究会を行、コンペト テストにて、冊子を制作し全戸配付された。 制作にあたっては、若く職員が担当計画 が主、海士町の総合計画を参考に た、スマートシティというデジタル社会に 総合戦略を作り立場を考慮されると 聞いき。</p>	町長

発言時間 約 50 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること  
2 質問の相手は、町長、教育長とする。

平成 年 月 日

時 分 受領

平成 28 年 11 月 6 日

伊根町議会議長 様

伊根町議会議員

和田義清



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	<p>中身の説明については、お邊省略しますが、本件は、延住前にと、2月、移住前にと、2月、また2ヶ月に住宅市立多文化センターにと、2月、非常に市の現状を理解し、住む意義が明確に記載された内容と なります。</p> <p>また、当町にとも今後のまちのあり方、住み方、生き方を官・民が価値観を共有しながら、地域、まちの存続と同時に、上位参考に立ちのとある。</p> <p>当町でも、伊根町版の町統合条例案(試本)を作成する 义守があるとあるが、町長の意向を伺う。</p>	

発言時間 約 50 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること  
 2 質問の相手は、町長、教育長とする。